

平成二十九年三月十四日提出
質問第一三二一号

平成二十九年二月二十二日衆議院予算委員会第五分科会における質問の答弁に関する再質問主意書

提出者 中根 康 浩

平成二十九年二月二十二日衆議院予算委員会第五分科会における質問の答弁に関する再質問主

意書

一 平成二十九年二月二十八日提出の質問第九八号に対する三月十日の答弁書の一において、乳房マンモグラフィ検査により高濃度乳房であることが判明した者に対して行う超音波検査を乳がん検診の検査項目に加えることに対する政府の見解は、「政府としては指針において市町村がん検診はがんによる死亡率を減少させることを目的としている・・・」と答弁されているが、この答弁は、一般的にがん検診によるがんの「早期発見、早期治療」はがんによる死亡率の減少とは無関係であるということの意味しているものか。政府の見解を示されたい。

二 「早期発見、早期治療」が死亡率減少と無関係であるとしたら、がん検診に対する国民の意識と大きくかい離することになるのではないか。政府の見解を示されたい。

三 同答弁書の一において、「高濃度乳房超音波検査ががんによる死亡率を減少させることについての科学的根拠があるとは認められない」と答弁されているが、高濃度乳房の人に対する乳がん検診のあり方について科学的根拠を検証する作業は行われているのか。

四 同答弁書の四において、政府は、優生保護法の改正により「優生思想」は「明確に否定されたもの」と理解している。」と答弁している。

平成二十八年相模原市の障がい者施設で起きた障がい者殺傷事件は、日本社会に「優生思想や障がい者への差別や偏見」が根強く存在することを如実に示したものであると考える。根強い「優生思想」根絶のため、政府としてどのように対処するか、政府の見解を示されたい。

右質問する。